

令和2年度スポーツ実施率向上事業業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和2年度スポーツ実施率向上事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

大阪市では、平成29年3月に「[大阪市スポーツ振興計画](#)」を策定し、令和3年度までに市民のスポーツ実施率を65%にする目標を掲げている。本市による調査やスポーツ庁による調査では、ビジネスパーソンは特に実施率が低く（20～50歳代は全体平均を下回る。）、また女性は男性と比較してスポーツ実施率が低いことがわかっている。これらのスポーツ実施率が低い対象者に対して、スポーツをする楽しさや運動をすることの重要性に気付いてもらい、行動へつなげることを目的とする。

また、令和3年度中には、新たな「大阪市スポーツ振興計画」を策定する予定であり、令和2年度に様々な調査・分析を行うこととなる。本市経済戦略局スポーツ部で実施する様々な事業のアンケート結果に基づき各事業の分析を行うほか、市民に対してスポーツに関する実態調査を行い翌年度以降の事業の見直しや、次期策定の大阪市スポーツ振興計画の検討材料とすることを目的とする。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

具体的内容については、別紙1-1「令和2年度スポーツ実施率向上事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」を参照のこと。

(3) 契約上限額

金12,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和2年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

(4) 契約期間

契約締結日～令和3年3月31日（水）

※契約の締結は令和2年度大阪市予算の成立以降に行う。

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (7) 2つ以上の事業者が共同企業体を結成して申請する場合は、上記（1）から（6）の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
 - ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ● 公募開始 | 令和2年1月16日（木） |
| ● 実施説明会申込期限 | 令和2年1月22日（水） |
| ● 実施説明会 | 令和2年1月27日（月） |
| ● 質問受付期限 | 令和2年1月30日（木） |
| ● 質問に対する回答 | 令和2年2月5日（水） 予定 |
| ● 参加申請関係書類の提出期限 | 令和2年2月10日（月） |
| ● 参加資格審査結果通知 | 令和2年2月18日（火） 予定 |
| ● 企画提案書類の提出期限 | 令和2年2月25日（火） |
| ● プレゼンテーション審査 | 令和2年2月 下旬 |
| ● 選定結果通知 | 令和2年3月 上旬 |
| ● 契約締結・事業開始 | 令和2年4月 1日（水） 予定 |
| ● 事業完了 | 令和3年3月31日（水） |

6 応募手続きに関する事項

- (1) 実施説明会の開催

ア 開催日時

令和2年1月27日（月） 午後2時～午後3時

イ 開催場所

大阪市福島区野田1-1-86 大阪中央卸売市場本場業務管理棟9階
大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課 会議室

ウ 申込方法

「公募型プロポーザル実施説明会参加申込書」（様式1）を下記⑨の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送、ファックス、Eメールによる提出を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、実施説明会に参加できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に、「【説明会申込：スポーツ実施率向上事業業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での申込みは受け付けない。

エ 申込期限

令和2年1月22日（水）午後5時30分まで（必着）

※事前申込のない者は、実施説明会への参加は認めない。

（2）質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和2年1月30日（木）午後5時30分まで（必着）

イ 提出方法

質問は、「質問書」（様式2）に簡潔に箇条書きで記載し、下記⑨の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送、ファックス、Eメールによる提出を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に、「【質問：スポーツ実施率向上事業業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。また、実施説明会においても質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和2年2月5日（水）（予定）に経済戦略局ホームページに掲載する。

（3）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式3-1）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (ウ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）
- (エ) 使用印鑑届（様式5）

- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (カ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※(エ)～(コ)は、令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3-1に承認番号を記載すること。）。

【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式3-2）
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式6）
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）
- (オ) 使用印鑑届（様式5） ※代表構成員のみ
- (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ
- (キ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (ク) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

- (コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (サ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
- (シ) 共同事業体協定書（写し）

※(ウ)～(エ)及び(キ)～(サ)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。

※(ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※(オ)～(サ)は、令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式6に承認番号を記載すること。）。

イ 提出期限

令和2年2月10日（月）午後5時30分まで（必着）

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、様式3-1又は3-2に記載の担当者メールアドレスあてに令和2年2月18日（火）（予定）に通知する。

（4）企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式7-1（単独法人等用）又は様式7-2（共同事業体用））

(イ) 仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書

A4版（片面）30枚までで作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。図等の使用も可とする。ただし、表紙や目次は、制限枚数に含まない。

A 大阪市のスポーツ実施率向上施策について、スポーツ庁や各自治体におけるスポーツ実施率向上施策を参考に、全体マネジメントを行う観点で現状分析と課題把握を行ったうえで、本事業コンセプトについて記載すること。

B スポーツ実施率向上事業の実施計画

(A) 企画内容

a 本市スポーツイベント等の年間を通じた効果的な広報

市民のスポーツ実施率の向上を図るための、効果的な情報提供を行う上で、どういったツールを用いるか、どのようにして運動やスポーツの情報を収集するか、どれくらいの頻度で情報更新を行うか等、具体的に提案すること。

なお、提案により実施する業務の効果を具体的に記載すること。また、数値化できる成果指標及び目標値を設定し、どのように達成させるのか（手法やスケジュール等）について具体的に記載すること。（大阪市の主なスポーツイベントは別紙1-2参照）

b 運動・スポーツを実施したくなる又はそれらを身近に感じるコンテンツの企画

運動・スポーツを実施したくなる又はそれらを身近に感じるコンテンツの企画については、本市が令和元年度より実施・展開している「OSAKA HERO PROJECT」について、より促進・定着させる企画を提案すること。提案内容については、これまでの取組内容や効果検証を踏まえ、過去ムーブメントとなった取組み事例の分析・考察を行うなどして、具体的に記載すること。なお、提案により実施する業務の効果を具体的に記載すること。また、数値化できる成果指標及び目標値を設定し、どのように

達成させるのか（手法やスケジュール等）について具体的に記載すること。これまでの取組内容については、別紙1－3「事業報告書（2019年12月6日）」を参照すること。

c その他取組み

上記a及びbの2事業と共に、市民が、スポーツを定期的実施したり、日常的に運動をする動機となるような事業内容について、具体的に記載すること。

なお、提案により実施する業務の効果を具体的に記載すること。また、数値化できる成果指標及び目標値を設定し、どのように達成させるのか（手法やスケジュール等）について具体的に記載すること。

d その他、協賛金や付加サービス等、提案者のノウハウを活かした取組み

その他、協賛金や付加サービス等、提案者のノウハウを活かした取組みがあれば提案すること。事業内容充実の目的で協賛企業を募る場合は、協賛会社及び協賛メリットの内容も提案すること。なお、協賛について提案後、実施にあたり協賛が取れなかった場合は、自己負担で協賛金分の取組みを実施すること。

(B) 実施運営体制

当該事業にかかる従事者の役割を示して、それぞれが従事する主な業務内容・事業内容を実現できる体制について記載すること。記載にあたっては、業務の指揮命令系統及び各従事者の責任範囲を明確にすること。

また、共同事業体による応募や、再委託を実施する際には、その業務ごとの分担がわかるように記載すること。なお、再委託については、再委託の予定先について記載すること。

(C) 実施スケジュール

令和3年3月末までの実施スケジュールを策定し、記載すること。

また、単年で市民のスポーツ実施率を65%にするのは困難であると考えており、本市としては大阪市スポーツ振興計画の終期年度である令和3年度に達成することを目指している。本事業は単年契約ではあるが、令和3年度までの期間を見据えた方策を検討のうえ、令和3年度の実施スケジュールの策定も併せて行うこと。

(ウ) 提案見積書（様式8）

(エ) 本事業に類似するスポーツ関連事業の業務実績を証するもの

（契約書、仕様書及び事業報告書の写し等、事業内容が確認できるもの。なお、実績がない場合は、提出不要。）

※参加者が共同事業体の場合、上記(エ)は代表構成員について記載すること。

イ 提出部数

正本1部（記名・代表者印を押印したもの）と副本9部

※副本には、記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、

「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記（3）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和2年2月25日（火）午後5時30分まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

（1）プレゼンテーション審査

ア 実施日

令和2年2月下旬

詳細は、上記6（3）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟9階
大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課 会議室（予定）

ウ 内容・方法等

- ・上記6（4）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- ・1者あたり20～30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む。）とし、参加者は1者あたり3名以内とする。共同事業体の場合も同様とする。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

（2）選定基準・方法

評価項目		配点
1. 技術点		
A 現状分析と課題把握及び事業コンセプト	大阪市におけるスポーツ実施率向上施策について、スポーツ庁や各自治体の取組みを参考に現状分析と課題把握を的確に行い、本事業のコンセプトを立案できているか。	15点
B (A) a 効果的な広報	・市民に適切に届く情報ツール・方法であるか。 ・成果指標や目標数値は達成可能なものか。 ・目標達成への手法やスケジュールは、妥当なものか。	20点

B (A) b コンテンツ の企画	<ul style="list-style-type: none"> ・「OSAKA HERO PROJECT」について、これまでの取組内容や効果検証を踏まえ、より促進・定着させる内容であるか。 ・成果指標や目標数値は達成可能なものか。 ・目標達成への手法やスケジュールは、妥当なものか。 	20点
B (A) c その他取組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ実施率向上につながる事業内容となっているか。 ・成果指標や目標数値は達成可能なものか。 ・目標達成への手法やスケジュールは、妥当なものか。 	20点
B (A) d その他、提 案者のノウ ハウを活か した取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ノウハウを活かした取組みは、本事業の効果を高めるものとなっているか。 ・協賛内容について、協賛会社及び協賛メリットは妥当なものであるか。 	10点
実施運営体 制	過去の実績等から提案内容が現実的であり、企画を確実に遂行できる組織体制となっているか。	10点
2. 価格点		
	費用積算の妥当性など	5点
合 計 (有識者1名あたり)		100点

- (7) 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。
- (4) 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合
- ① 技術点の各項目の合計点が高い者を受注予定者とする。
 - ② 上記①における各項目の合計点が同じ場合は、「効果的な広報」、「コンテンツの企画」の各項目の合計点が高い者を受注予定者とする。
 - ③ 上記②における各項目の合計点が同じ場合は、「効果的な広報」の得点が高い者を受注予定者とする。
 - ④ 上記③における得点が同じ場合は、見積価格が低い者を受注予定者とする。
- (5) 技術点の各評価項目の合計点について、全委員の合計点が一項目でも2分の1に満たない項目がある場合は受注予定者として選定しない場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に

開示すること

- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること
- コ 提案見積書に記載の額が、上記 2 (3) の契約上限額を超えているもの

(4) 選定結果の通知及び公表

全ての参加者に対し、令和2年3月上旬に通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和2年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 全ての提出書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、審査・受注予定者選定用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。
- (7) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (8) 参加申請後に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、上記 7 (2) において、技術点の各評価項目の合計点について、全委員の合計点が一項目でも2分の1に満たない項目がある者は除く場合がある。
- (10) 参加者へのサービスの向上や事業内容充実の目的であれば協賛企業・団体を募集し、協賛金等を得て業務委託料とは別に事業費に充当することを可とする。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階

電話：06-6615-3719

FAX：06-6614-0150

Eメール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までを除く。